

障害者に対する就労支援の推進

～平成25年度 障害者雇用施策関係予算概算要求のポイント～

平成24年9月



厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

施策の概要

平成 23 年度における障害者雇用に関する状況を見ると、引き続きハローワークの新規求職件数、就職件数ともに過去最高となる等障害者の就労意欲の高まりが見られる。障害者の雇用者数も、平成 15 年以降、8 年連続で過去最高を更新している。一方で、平成 23 年の実雇用率は 1.65%と法定雇用率未達成となっており、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要がある。さらに、平成 25 年 4 月に法定雇用率の引上げが行われる中、中小企業の支援の強化等を図る必要がある。

また、精神障害や発達障害、難病がある人などについては、平成 17 年度からの 7 年間で、新規求職申込件数、就職件数ともに大きく伸びており、今後とも障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

平成25年度においては、上記の状況を踏まえ、

- ① 中小企業への支援等の強化や地域の就労支援の強化
- ② 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化
- ③ 障害者の職業能力開発支援の推進

を主要な柱として、障害者に対する就労支援の充実を図る。

平成25年度要求額 22,595 (21,890) 百万円

※括弧書きは前年度予算額

I 中小企業への支援等の強化や地域の就労支援の更なる強化

1 法定雇用率引上げ等に対応した中小企業支援等の実施

[要求額 4,024 (3,854) 百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携して就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の実施や就職面接会の充実等を行い、ハローワークのマッチング機能の向上を図るとともに、障害者雇用に関する課題に対して助言等を行う企業向けの相談窓口体制の充実等を図ることにより、中小企業への支援を強化する。あわせて、法定雇用率の引き上げに対応するための雇用率達成指導の強化を行う。

2 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の創設

[要求額 293 (0) 百万円]

障害者本人の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に関する不安を解消するため、労働局に専門のコーディネーターを新たに配置し、福祉施設、特別支援学校、医療機関等関係機関と連携しつつ、職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。

3 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[要求額 4,640 (4,351) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、設置箇所数の拡充を図るとともに、職場定着支援等の機能強化を図る。

(設置箇所数 327センター → 332センター)

II 障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

1 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施

[要求額 2,907 (2,355) 百万円]

(1) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化

[要求額 644 (600) 百万円]

ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の急増に対応するため、精神障害者等に対し、カウンセリング、企業の意識啓発、職場実習の実施及び就職後のフォローアップ等一貫した支援を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を行う。

(2) 医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業の実施

[要求額 50 (0) 百万円]

効果的に医療機関と連携し、精神障害者の雇用促進を図っていくための方策を検証するために、医療機関における就労支援の取組・連携を促進するモデル事業を実施する。

(3) 障害者就業・生活支援センターによる精神障害者等の職場定着・就労支援の実施
(Iの3の一部再掲)

[要求額 191 (11) 百万円]

障害者就業・生活支援センターに職場定着支援を専門的に担当する職場定着支援担当者を配置すること等により、精神障害者・発達障害者等の職場定着支援を強化する。

(4) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

[要求額 743 (367) 百万円]

発達障害者の就労支援については近年ニーズが高まっている中、今後、発達障害者の求職者が増加し、就労支援について体系的な支援の実施が必要になることが見込まれるため、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。

(5) 難治性疾患患者への支援策の充実・強化

[要求額 376 (145) 百万円]

難病のある人の就労支援についてのニーズの高まりを踏まえ、ハローワークに「難病患者就職サポーター(仮称)」を新たに配置し、ハローワークと難病相談・支援センターの連携を強化するとともに、難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、難病のある人の就労支援の強化を行う。

2 チャレンジ雇用の推進

[要求額 668 (577) 百万円]

知的障害者や精神障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。

III 障害者の職業能力開発支援の充実

1 総合的な障害者職業訓練技法の開発・普及による障害者職業訓練の強化

[要求額 3,789 (3,828) 百万円]

障害者職業能力開発校や一般の職業能力開発校への職業訓練上特別な支援を要する障害者などの受入れを促進するため、指導技法を開発し、都道府県の職業訓練指導員への指導技法の実務演習などを実施することにより、障害者職業訓練の強化を図る。

2 地域における障害者職業能力開発促進のための基盤整備事業の強化

[要求額 250 (132) 百万円]

地域における障害者の自立を支援する機関が一体となって支援するために、都道府県が中心となって、ハローワーク、福祉、教育機関など地域における関係機関との連携・協力体制を構築することにより、職業訓練の強化を図る。

3 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の充実

[予定額 1,347 (1,503) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、委託先開拓のための委託費単価の見直し、担当者制で一貫して支援を行う訓練コーチへの支援体制の集約化、精神保健福祉士等外部専門家の活用等を行い、委託訓練の充実を図る。

IV 障害者権利条約の批准等に向けた障害者雇用促進制度の見直し

1 障害者権利条約の批准等に向けた障害者雇用促進制度の見直し

[予定額 41 (11) 百万円]

障害者権利条約の批准等に対応するため、労働政策審議会の議論を受けて、労働・雇用分野での障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置等、障害者雇用促進制度の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。